福井市公企告示第２７号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第９条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、関係図面は、福井市上下水道局経営部上下水道サービス課において一般の縦覧に供する。

令和８年１１月５日

福井市上下水道事業管理者　塚　谷　朋　美

１　公共下水道の供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和８年１１月１９日

２　下水を排除し、及び処理すべき区域

単独公共下水道日野川処理区

稲津町及び荒木新保町の一部

３　供用を開始しようとする排水施設の位置

別紙図面のとおり

４　供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

５　下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称

単独公共下水道日野川処理区

福井県福井市黒丸町３字１番地

日野川浄化センター

６　縦覧期間

令和８年１１月６日から１１月１９日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

７　縦覧時間

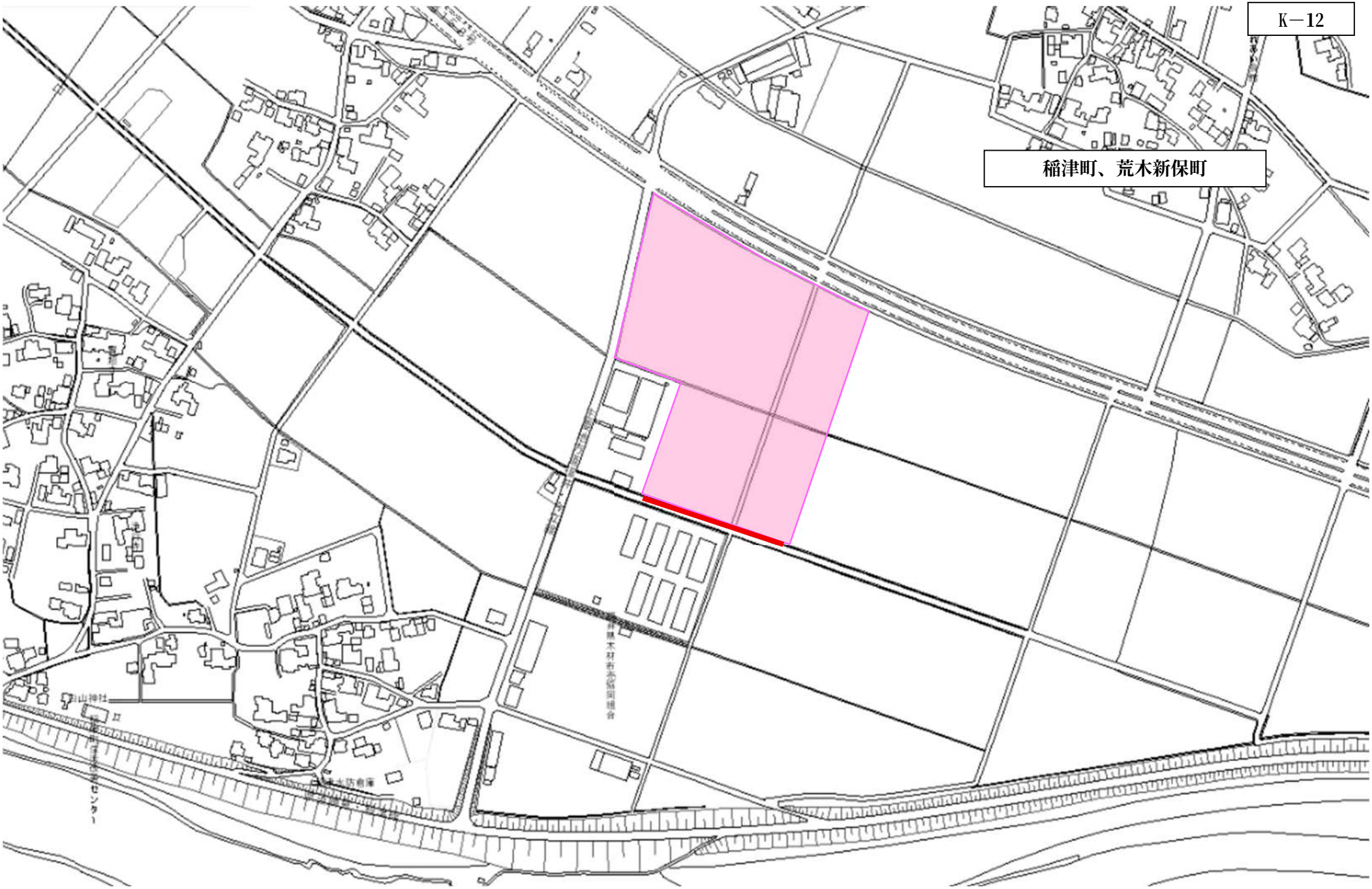
午前８時３０分から午後５時１５分まで

別紙図面

供用を開始しようとする排水施設の位置

凡例

	下水を排除し、及び処理すべき区域
	供用を開始しようとする排水施設の位置


K－12
稲津町、荒木新保町